

(仮称) 留萌北部 (沿岸) 広域風力発電事業
環境影響評価方法書に対する質問事項及び事業者回答
別添資料 (二次)

別添 2-20 対象事業実施区域及びその周囲における他の風力発電事業	1
別添追加 3-33 対象事業実施区域内の河川の状況	2
別添追加 3-35 重要な自然環境のまとまりの場	3
別添 3-25 生活環境の保全に関する環境基準	4
別添追加 3-39 廃棄物処理法第 15 条の 17 第 1 項に基づく指定区域	6
別添追加 3-41 対象事業実施区域及びその周囲の自然公園の状況	7
別添 3-27 環境緑地保護地区の位置図	8
別添 3-30 保安林と風力発電機設置検討範囲の重ね合わせ	9
別添 3-43 砂防指定地、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区の指定状況と風力発電機設置検討範囲の重ね合わせ	11
別添追加 3-45 北海道地球温暖化対策推進計画の文章	13
別添 6-25 動物調査の想定される努力量	14
別添 6-31 海岸部の崖地を観察できる地点の写真	15
別添 6-34 植物調査の想定される努力量	16
別添 6-38 生態系調査の想定される努力量	17
別添追加 6-61 表 6.2-46 の訂正	18
別添追加 6-64 表 6.2-61 の訂正	19

別添 2-20 対象事業実施区域及びその周囲における他の風力発電事業

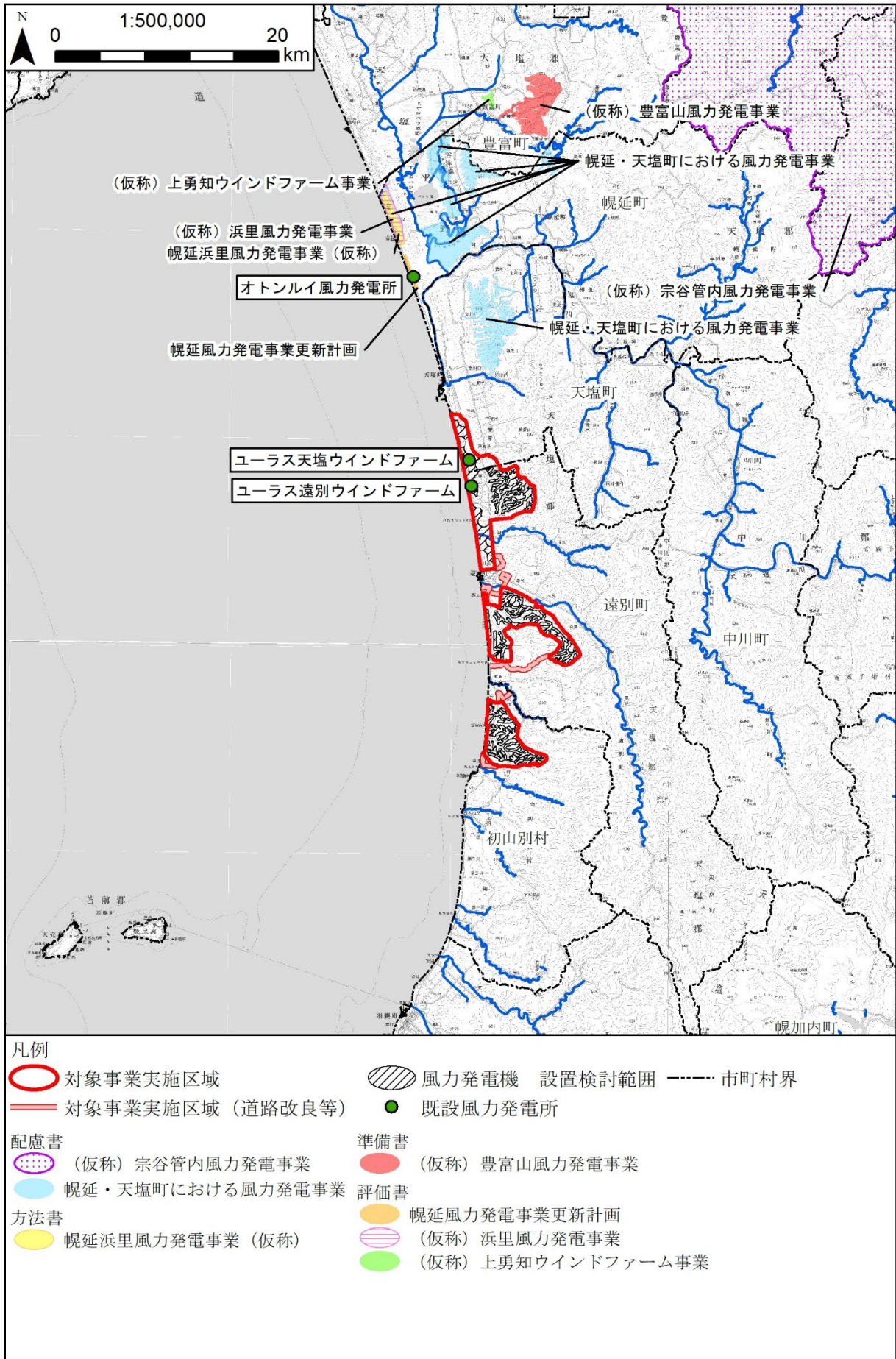


図 対象事業実施区域及びその周囲における他の風力発電事業

別添追加 3-33 対象事業実施区域内の河川の状況

級種	水系名	河川名	流路延長(km)
二級	ウツツ川	ウツツ川	14.0
二級	遠別川	遠別川	42.0
普通・準用	サラキタナイ川	サラキタナイ川	8.2
普通・準用	サラキタナイ川	駒止川	2.4
普通・準用	サラキタナイ川	サラキシ十四号川	3.2
普通・準用	サラキタナイ川	南更岸川	3.1
普通・準用	サラキタナイ川	浜里川	3.4
普通・準用	キピタナイ川	キピタナイ川	6.3
普通・準用	キピタナイ川	北里川	3.2
普通・準用	パロマウツナイ川	パロマウツナイ川	8.3
普通・準用	パロマウツナイ川	牧野川	5.7
普通・準用	啓明排水川	啓明排水川	1.8
普通・準用	マサリ排水川	マサリ排水川	1.6
普通・準用	マサロベツ川	マサロベツ川	2.4
普通・準用	遠別川	四線川	2.3
普通・準用	クマウシュナイ川	森ノ沢川	2.0
普通・準用	クマウシュナイ川	クマウシュナイ川	7.7
普通・準用	クマウシュナイ川	林道ノ沢川	3.4
普通・準用	遠別川	中学校川	2.8
普通・準用	トマタウシュナイ川	トマタウシュナイ川	9.4
普通・準用	モオタコシベツ川	都築川	7.2
普通・準用	モオタコシベツ川	モオタコシベツ川	1.6
普通・準用	遠藤ノ沢川	遠藤の沢川	2.1
普通・準用	登駒内川	登駒内川	5.2
普通・準用	登駒内川	登駒内南沢川	2.3
普通・準用	登駒内川	加瀬の沢川	2.0
普通・準用	オヤルフツナイ川	オヤルフツナイ川	4.0
普通・準用	オヤルフツナイ川	柳生の沢川	1.2
普通・準用	ムツキノサワ川	ムツキノサワ川	1.2
普通・準用	第十の沢川	第十の沢川	2.9
普通・準用	風連別川	北風連別川	3.5
普通・準用	風連別川	入沢の沢川	2.9

出典：1. 「北海道内の一級河川及び二級河川一覧」（北海道建設政策局

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/kasenn-top.html> 令和5年1月閲覧）

2. 「国土数値情報（河川データ）」（国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>、令和3年2月取得）

備考：普通・準用河川の流路延長は出典2を基にGIS上で算出したもの。

別添追加 3-35 重要な自然環境のまとまりの場

表 3.1-45 重要な自然環境のまとまりの場

名称		選定基準													
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
天然記念物	焼尻の自然林	国天													
国立公園	利尻礼文サロベツ国立公園			国立											
国定公園	暑寒別天売焼尻国定公園			国定											
道立自然公園	朱鞠内道立自然公園			道立											
鳥獣保護区	サロベツ				特鳥										
	幌延				道鳥										
	北大天塩研究林				道鳥										
	知駒				道鳥										
	男能富				道鳥										
	北大中川研究林				道鳥										
	中川				道鳥										
	富士見公園				道鳥										
	遠別				道鳥										
	初山別				道鳥										
	羽幌				道鳥										
	羽幌曙				道鳥										
	羽幌朝日公園				道鳥										
	焼尻島				道鳥										
保安林					●										
環境緑地 保護地区等	中川						緑地								
	北限のスギ						学術								
ラムサール 条約湿地	サロベツ原野						●								
特定植物群落	サロベツ原野								D, G						
	天塩川河口アカエゾマツ林								A, E						
	天塩町干拓～更岸海岸林								D						
	北大天塩地方演習林 蛇紋岩地帯アカエゾマツ林								A, D						
	焼尻島・オンコ林								H						
自然植生	植生自然度9									●					
	植生自然度10									●					
重要野鳥生息 地(IBA)	サロベツ原野										●				
生物多様性の 保全の鍵にな る重要な地域 (KBA)	サロベツ川・天塩川											●			
	朱鞠内湖とその上流域											●			
生物群集 保護林	稚咲内生物群集保護林												●		
すぐれた自然 地域	サロベツ原野													●	
	天塩川													●	
	朱鞠内湖とその上流域													●	
	焼尻島													●	
重要湿地	北大中川研究林													●	
	サロベツ原野														●
	天塩川														●
	中峰の平湿原														●
	朱鞠内湖														●

注：選定基準は表 3.1-44 に示すとおりである。

A：天然記念物、B：生息地等保護区、C：自然公園、D：鳥獣保護区、E：保安林、F：自然環境保全地域、G：ラムサール条約湿地、H：特定植物群落、I：自然植生、J：鳥獣保護区、K：重要野鳥生息地(IBA)、L：生物群集保護林、M：すぐれた自然、N：重要湿地

表 3.2-28 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考：

1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
4. 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
6. 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号)

表 3. 2-30 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100ml 以下	検出されないこと。
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考：
 1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。
 2. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度
 出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

別添追加 3-39 廃棄物処理法第 15 条の 17 第 1 項に基づく指定区域

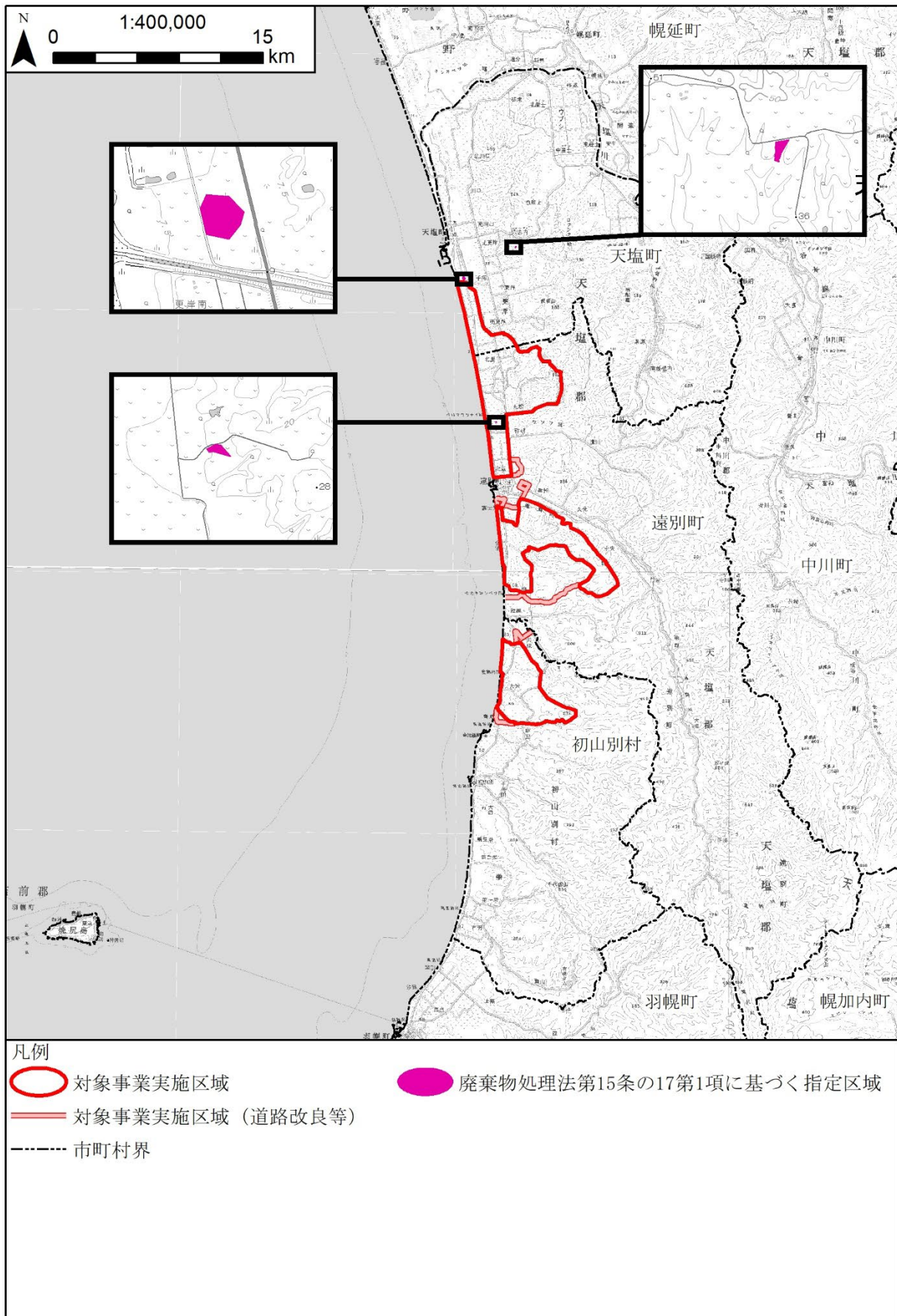


図 廃棄物処理法第 15 条の 17 第 1 項に基づく指定区域

別添追加 3-41 対象事業実施区域及びその周囲の自然公園の状況

表 3.2-49 対象事業実施区域及びその周囲の自然公園の状況

名称	指定年月日	面積 (ha)	自然環境			
			特別保護 地区	特別地域	普通地域	
利尻礼文 サロベツ 国立公園	S49.9.20	24,512	9,566	14,791	155	利尻島、礼文島、海岸砂 丘地域、サロベツ原野
暑寒別天 売焼尻国 定公園	H2.8.1	43,559	1,951	40,097	1,511	暑寒別山系、雨竜沼湿 原、焼尻島、天売島
朱鞠内道 立自然公 園	S49.4.30	13,767	—	12,733	1,034	朱鞠内湖、宇津内湖、ウ ツナイ川、ピッシリ山

注：面積は、海域を除く値である。

出典：1. 「日本の国立公園」(環境省 <https://www.env.go.jp/park/parks/index.html> 令和5年8月閲覧)

2. 「第129回(令和4年)北海道統計書」(北海道総合政策部情報統計局統計課、令和5年)

別添 3-27 環境緑地保護地区の位置図

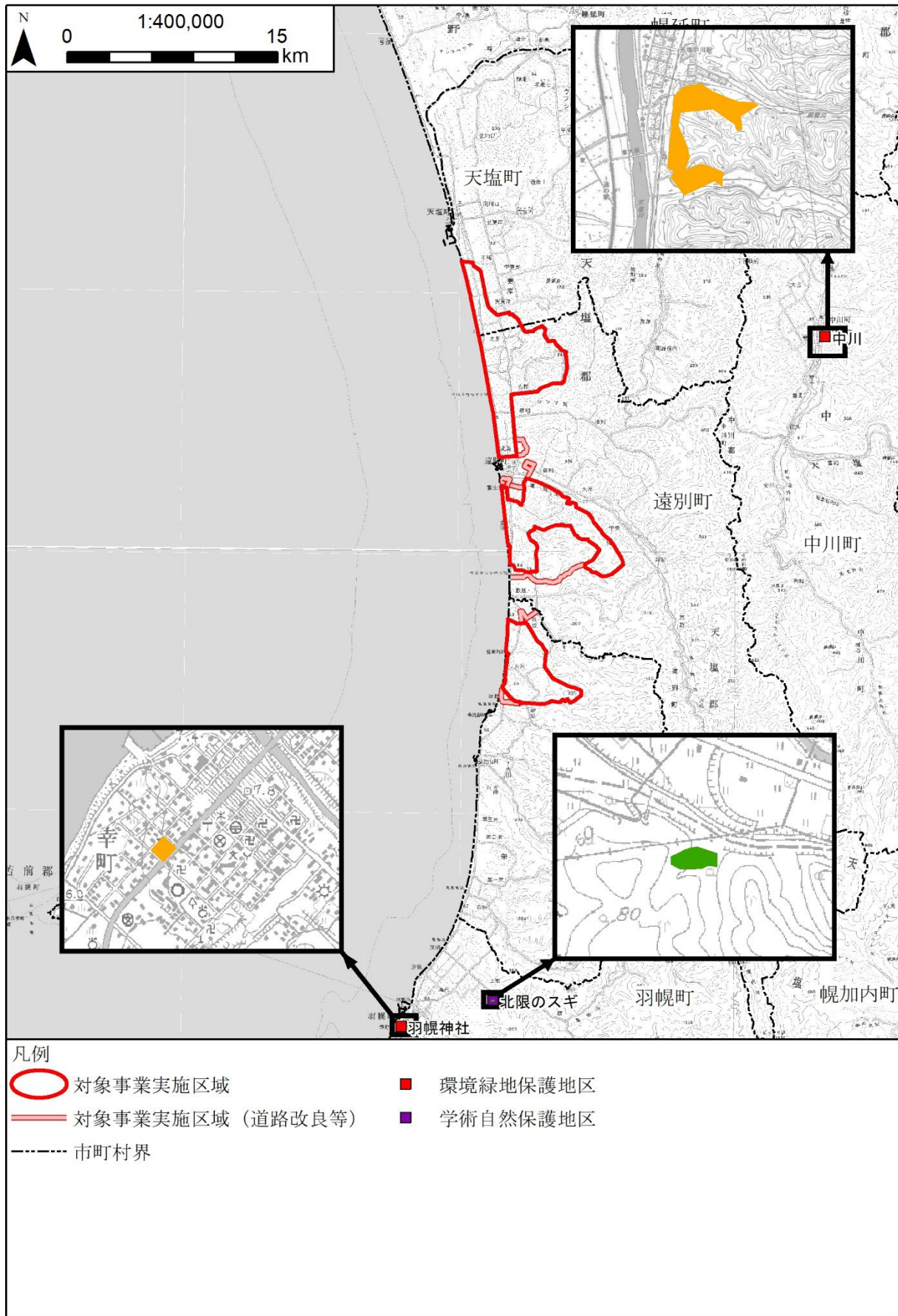


図 環境緑地保護地区の指定状況

別添 3-30 保安林と風力発電機設置検討範囲の重ね合わせ

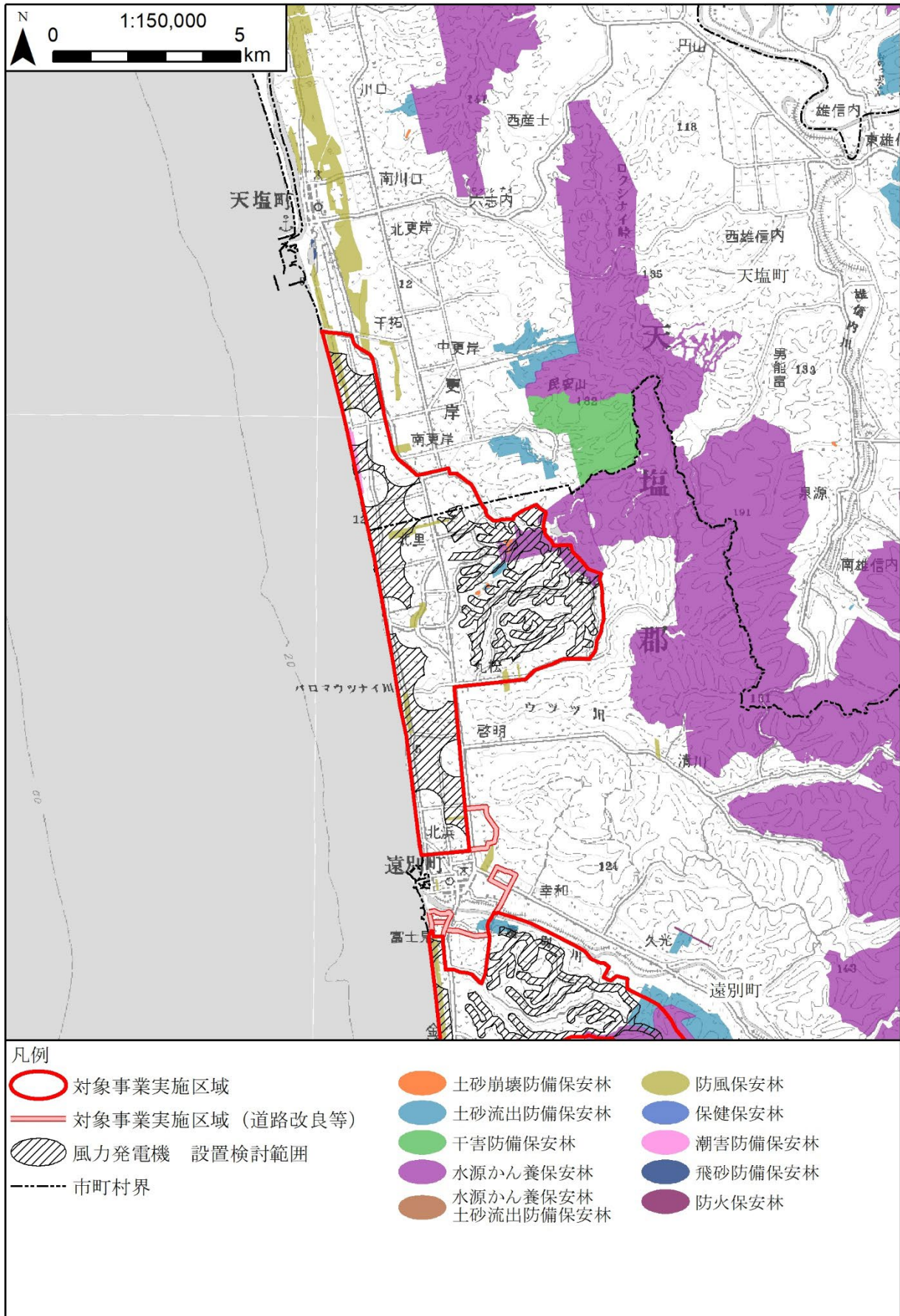


図 保安林と風力発電機設置検討範囲の重ね合わせ (1)